

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年11月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300101 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300017 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 4 月 1 日から同年 3 月 21 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る昭和 63 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 12 月 1 日に設立予定であったA社に採用されることになっていたが、同社の設立が遅れたため、昭和 63 年 1 月 21 日から同年 3 月 20 日までの給与はB社から支給され、同年 3 月 21 日以降の給与はA社から支給された。

昭和 63 年 3 月 21 日以降、私は、A社の社員であり、同社に継続して勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿によると、対象事業所のA社は昭和 63 年 3 月 18 日に設立され、現在はC社に社名変更されていることが確認でき、また、当時、A社が行っていた事業は、D社、E社等、複数の関係企業が承継していることが当該関係企業の回答により確認できる。

また、請求者の雇用保険の被保険者記録、オンライン記録並びにD社及びE社の回答により、請求者は、関係企業内の人事により昭和 63 年 3 月 21 日にB社からA社へ異動し、請求期間を含む昭和 63 年 3 月 21 日から平成 8 年 3 月 31 日までの期間においてはA社に継続して勤務し、最後に勤務した事業所がE社であったと認められる。

さらに、請求者と同様に昭和 63 年 3 月 21 日に B 社から A 社へ異動した同僚から提出された給料支払明細書、預金通帳等により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を A 社の事業主により給与から控除されていたと推認できる。

したがって、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 63 年 3 月 21 日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者の同社における同年 4 月のオンライン記録から、19 万円とすることが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、C 社は、当時の資料を保管しておらず不明と回答しているが、当初、A 社が適用事業所となったのは昭和 63 年 4 月 1 日と記録されていたことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。